

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和元年 6月 27日

京都市長宛

提出者

住所 京都市右京区西京極中沢町1番地

氏名 明成化学工業株式会社

代表取締役社長 貴志 宏史

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

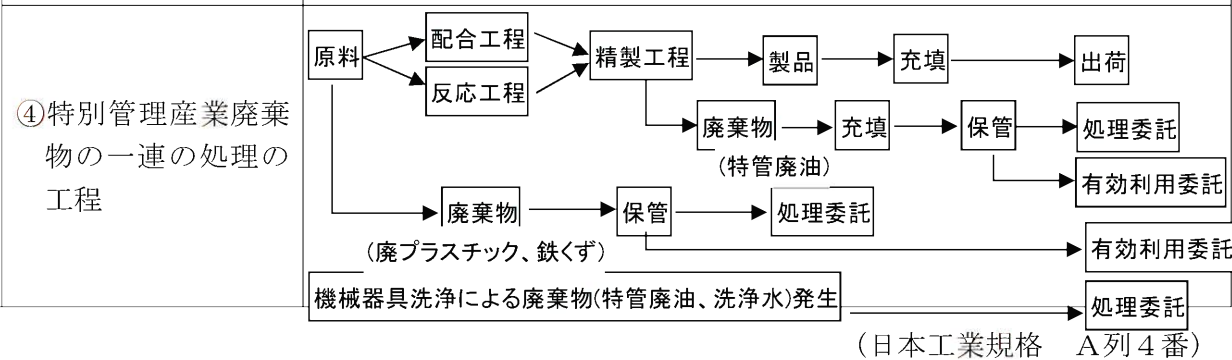
電話番号 075-312-8101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	明成化学工業株式会社
事業場の所在地	京都市右京区西京極中沢町1番地
計画期間	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	147億円
③従業員数	162名



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物担当 組織名：生産部工場管理課 組織人数：5名
廃棄物管理者 特別管理産業廃棄物管理責任者：1名
役割 廃棄物処理計画の作成、廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
産業廃棄物処理施設の維持管理、処理業者の調査・選定及び管理
委託計画の締結、産業廃棄物管理票の交付・管理、
監督官庁への各種報告、その他関係する事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	排出量		t
	(これまでに実施した取組) ・製品開発においては現行品より脱特別管理廃油を推進してきた。 ・工程洗浄溶剤を繰り返し使用している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	排出量		t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き製品開発においては現行品より脱特別管理廃油を推進していきたい。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ドラム缶それぞれに表示し、分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物はありません。 ・分別の可視化と分かりやすさの向上

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物の処理認定書を確認して、書面による契約を実施している。	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再利用業者、熱回収業者の選定を行っていく。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量	116 t	
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 理 計 画 書 の [集 計 用 シ ー ト]

・下表にない種類の特別管理産業廃棄物については、「特別管理産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。
 ・行が不足すれば、適宜追加してください。

特別管理産業廃棄物の種類	① 排出量(t)		② 自ら直接再生利用した量(t)		③ 自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		④ 自ら中間処理した量(t)		⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)		⑥ 自ら中間処理した後の残さ量(t)		⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)		⑧ 自ら中間処理した後の自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		⑨ 自ら中間処理した後の自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		⑩ 中間処理及び最終処分を委託した量(t)	⑪ ⑩による区分 (⑪=⑩-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲-⑳+㉑+㉒+㉓+㉔)										⑫+⑭自ら再生利用を行った量(t)		⑬+⑮自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)						
	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標		委託先による区分				⑰ 優良認定処理業者への処理委託量(t)		⑱+⑲自ら再生利用を行った量(t)		⑳+㉑自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)										
																				⑫ 再生利用業者への処理委託量(t)	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑮ その他の中間処理委託量(t)	⑯ 埋立処分委託量(t)	⑰ ⑰のうち、処理業者への再生利用委託量(t)(⑰-⑱を除く)	⑱のうち、認定熱回収施設業者である処理業者への廃棄物処理委託量	⑲のうち、認定熱回収施設業者以外の熱回収を行っている処理業者への廃棄物処理委託量	⑲のうち、委託して最終処分等を行った中間処理した量(⑲-⑳を除く)	⑲のうち、直接委託して埋立処分した量	⑲のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑲の量と⑳の量を合計したもの(自動計算)	㉑の量と㉒の量を合計したもの(自動計算)						
廃油(引火性)	116	110																	116	110	94	95			21	15					116	110	0	0	0	0		
廃酸(特管)																																						
廃アルカリ(特管)																																						
感染性廃棄物																																						
廃PCB等																																						
廃石綿等																																						
廃油(特定有害)																																						
汚泥(特定有害)																																						
合計	116	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116	110	94	95	0	0	21	15	0	0	0	0	116	110	0	0	0	0		

(注)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。